

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可(緊急時対策所機能の移行)【9】」

2. 日時：令和3年2月18日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

仲管理官補佐、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官◎

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ長◎ 他23名◎

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策所機能の移行）について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の事項等について確認を行うとともに、今後これらの説明内容を含めて引き続き確認することとした。

○緊急時対策棟屋外地下エリアに設置している設備に対し、凍結、降水等の自然現象が及ぼす影響について、当該地下エリアの構造も含めて具体的に説明すること。

○衛星アンテナに対する風荷重の影響について、具体的に説明すること。

○緊急時対策所の電源設備について、3/4号非常用母線から受電する設計としているが、3/4号非常用母線に対して悪影響を及ぼさないようにどのように考慮しているのか、系統図も含めて具体的に説明すること。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

・資料1 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 緊急時対策棟設置工事に係る設計及び工事計画認可申請について

・資料2 説明事項リスト

・資料3 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策所機能の移行）に係る確認事項（プラント関係）に対する回答

・資料4 玄海原子力発電所 第3号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【緊急時対策棟設置工事】

以上